

学内特別講師に関する要綱

学 長 決 定

(趣 旨)

第1条 この要綱は、授業内容の充実を図る目的で、所属する学部、学科、研究科、専攻科もしくはセンター（以下、部局という）以外の部局より講師を任用する場合の原則及び手続きを定めることを目的とする。

(学内任用の原則)

第2条 各部局は、自部局で担当できない授業、もしくは教育の質の向上を図るため自部局の専任教員以外の者が担当すべき授業については、本学の人材を有効活用する観点から、他の部局の専任教員を授業担当者として任用するように努めるものとする。

2 前項により任用される授業担当者の名称は「学内特別講師」とする。

(依頼手続き)

第3条 学内特別講師の任用を希望する場合は、依頼元部局の長から依頼先部局の長あての依頼書を作成し、当該セメスタ開始前に、依頼元キャンパスの事務部長から依頼先キャンパスの事務部長を通じて、当該教員あてに送付する。

2 前項の送付に際しては、依頼書の写しを教務部長にも送付するものとする。

3 任用に際して教育費から交通費その他の経費を支出する必要がある場合は、依頼元キャンパスの事務部から、あらかじめ教務部長を経由して総務人事部長に協議するものとする。

4 各部局の長は、学内特別講師の依頼があった場合は、自部局の業務に著しい支障がある場合を除いて、その依頼を承諾するものとする。

(シラバス等への記載)

第4条 学内特別講師が授業を担当する場合、必ずシラバスに記載するものとする。

2 学内特別講師として授業を行った実績は、東京医療保健大学ティーチング・ポートフォリオ要綱に基づくポートフォリオの記載事項とする。

(学内特別講師以外の授業支援)

第5条 第2条に定めるほか、自部局の専任教員が行う授業を、他の部局の専任教員が支援する場合においては、この要綱に定める手続きを要しない。

2 前項の支援は、授業担当者の裁量により依頼し、当該教員の承諾をもって行うことができる。ただし、教育費から交通費その他の経費を支出することはできない。

(兼担者の適用除外)

第6条 この要綱は、理事長から他の部局の兼担を命じられた専任教員が、兼担先の業務を行う場合においては適用しない。

2 前項の兼担においては、兼担する部局の長の命によって業務を行うものとする。

(雑 則)

第7条 この要綱の運用に関して必要な事項は、学長が別に定める。

2 各部局は、この要綱及び前項により定めのない範囲において、自部局のみに適用する内規を定めることができる。

附 則

1. この要綱は、2025年7月16日から施行する。

2. 本要綱施行の時点で既に依頼及びその応諾が済んでいる2025年度中の学内特別講師は、本要綱に基づく手続きを終えたものとみなす。

3. 「学内特別講師の招聘に関する内規」は廃止する。

(様 式)

2 0 年 月 日

〇〇〇〇学部(科)長

〇〇 〇〇 殿

△△△△学部(科)長

△△ △△

△△△△学部(科)の学内特別講師について（依頼）

貴部局の専任教員に下記授業の 学内特別講師を依頼したいので、ご承諾くださるようお願いいたします。

記

1 授業科目名及び対象学部・学科・学年

2 招聘日時

2 0 年 月 日 : ~ :

3 授業形態

対面 ・ リアルタイム ・ オンデマンド

4 授業を依頼する専任教員

職名 ■■■ 氏名 ■■ ■■■ 先生

5 学内特別講師を必要とする理由

6 講義以外に依頼する業務

な し ・ あ り（☐課題作成、☐課題評価、☐その他（ ））

以 上

（注）電子ファイルにより依頼先キャンパス事務部長に送付する（押印は不要）。